別記第１１号様式（第１０条関係）

麻薬廃棄届

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 免許証の番号 |  |  |  |  |  |  | 免許年月日 | 　　　　　年　　月　　日 |
| 免許の種類 | 麻薬　　　　　　　　者 | 氏　名 |  |
| 麻薬業務所又は麻薬の所在場所 | 所在地 |  |
| 名　称 |  |
| 廃棄しようとする麻薬 | 品　名 | 数　量 |
|  |  |
| 廃棄の年月日 |  |
| 廃棄の場所 |  |
| 廃棄の方法 | 水放流・細断・ガムテープに包んで廃棄・その他(　　　 ) |
| 廃棄の理由 | 陳旧品のため・その他(　　　　　　　　　　 　　　　　 ) |
| 上記のとおり、麻薬を廃棄したいので届け出ます。　　年　　月　　日住　所届出義務者　続柄　大阪府知事　殿 |

１．留意事項

不要になった麻薬を廃棄しようとする時は麻薬廃棄届により、生活衛生室薬務課職員又は大阪府保健所職員の立会いのもと、麻薬を廃棄する必要があります。

麻薬廃棄届を必要とする麻薬とは

・陳旧、変質、破損、汚染、調剤過誤などにより使用できなくなった麻薬

・麻薬診療（研究）施設の業務（研究）廃止（開設者の死亡を含む。）に伴い、不要となった麻薬等である。

 届出者は下記のとおりです。

1) 麻薬診療施設：施設の開設者（医療法人の場合は法人名、理事長名）

開設者が国、地方公共団体、大学病院若しくは法人の場合、当該麻薬業務所の長（病院長等）が届け出ても差し支えありません。

2) 麻薬研究施設：施設の設置者

3) 麻薬卸売業者、麻薬小売業者：開設者

２．届出時に必要なもの

(1) 麻薬廃棄届

(2) 麻薬帳簿

(3) 廃棄しようとする麻薬

３．記載上の注意

(1) 「免許証の番号」欄には、麻薬取扱者免許証の番号を記載してください。

麻薬取扱者免許の業務廃止等により、麻薬取扱者免許証を有する者が現存しない場合は、旧麻薬取扱者免許証(廃止前の免許証)により記載してください。

(2) 「免許年月日」欄には、麻薬取扱者免許証に記載されている有効期間の始期年月日を記載してください。

(3) 「免許の種類」欄には、麻薬卸売業者・麻薬小売業者・麻薬施用者・麻薬管理者・麻薬研究者のうち免許を受けている種類を記載してください。

(4) 「品名」欄には、品名及び含有量（又は容量）を記載し、同じ品名であっても含有量が異なれば別品目として記載してください。また、予製剤の倍散・倍液・配合剤については原末に換算することなく処方内容を明記し、それぞれ別品目として記載してください。

(5) 「廃棄の年月日」及び「廃棄の場所」欄は空白とし、廃棄時に記載してください。

(6) 「廃棄の方法」欄には該当する廃棄方法を○で囲んでください。また､詳細に記入する必要がある場合には、その廃棄の方法を記入してください。

(7) 「廃棄の理由」欄には、具体的な理由を記載してください。

(8) 「住所・氏名」欄には、届出者が法人又は団体の場合は本社の所在地、法人又は団体の名称、代表者の氏名を記載してください。業務所の長（病院長等）が届け出る場合は、当該業務所の所在地、当該業務所の名称、業務所の長の職名・氏名を記載して下さい。

(注)届出者について

麻薬取扱者免許を受けている者の死亡又は麻薬取扱者免許を受けている法人の解散にあっては、その相続人もしくは相続人に代って相続財産を管理する者又は清算人が「届出義務者」として報告する必要があります。

(9) 「届出義務者続柄」欄には、届出義務者が死亡（又は解散）した場合のみ記載してください。

４．提出先及び部数

届書１部及び必要書類（上述２．届出時に必要なもの）をその地域を所管する窓口へ提出してください。